

平成29年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム』及び「連携推進懇談会」開催業務 委託仕様書

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県(以下「甲」という。)が委託事業者(以下「乙」という。)に委託して実施する平成29年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム』及び「連携推進懇談会」開催業務(以下「本業務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

奈良県においては、「古事記」「日本書紀」「万葉集」に代表される歴史素材を活用した行政施策を効果的に展開し、「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」を実現していくための取り組みとして、「記紀・万葉プロジェクト」を推進している。

「古代歴史文化賞」は平成25年度に島根県が創設し、古代から伝わるゆかり地が多く存在する本県をはじめ、三重県・和歌山県・宮崎県が参画して実施する顕彰事業であり、古代の歴史や文化に関する一般向け書籍で優れた作品を表彰するものである。この事業は、今年度の受賞作品決定を記念し、シンポジウムを開催することにより、全国に向けた情報発信を行い、現地への誘客を目指す。

また、首都圏のマスメディアや旅行事業者等を招待した連携推進懇談会を同時に開催し、古代の歴史や文化の魅力を5県が連携して発信することで、全国的な機運の醸成を図る。

3. 記念シンポジウムの概要

記念シンポジウムの日程、開催場所等は次のとおりとする。

- (1) 日 程 平成30年2月10日(土)
- (2) 開催場所 銀座ブロッサム(銀座中央会館)ホール
(東京都中央区銀座2丁目15番6号)
- (3) 対 象 全国一般
- (4) 募集人数 900名(ホール客席数)
- (5) 主 催 奈良県

4. 連携推進懇談会の概要

連携推進懇談会の日程、開催場所等は次のとおりとする。

- (1) 日 程 平成30年2月10日(土) 記念シンポジウム終了後
- (2) 開催場所 銀座ブロッサム(銀座中央会館)集会室「マーガレット」
(東京都中央区銀座2丁目15番6号)
- (3) 対 象 首都圏マスメディア、旅行事業者等
- (4) 参加者数 150名程度
- (5) 主 催 奈良県

5. 成果物の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

6. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受け取るものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

7. 秘密の遵守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

8. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

9. 印刷物制作に係る写真の使用

乙は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。

II 業務内容

10. 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 計画・準備
- (2) 記念シンポジウムの企画・実施
- (3) 連携推進懇談会の企画・実施
- (4) 会場での観光PRブースの設置、受賞作品の販売等の演出
- (5) 記念シンポジウムプログラム及び受賞作品等を紹介した冊子の作成
- (6) 記念シンポジウム参加申込の受付
- (7) 記念シンポジウム、「古代歴史文化賞」及び「記紀・万葉プロジェクト」に関する広報
- (8) 連携推進懇談会の招待者への案内状の作成、送付及び参加者の取りまとめ
- (9) 古代歴史文化賞奈良県賞(副賞)の製作又は購入
- (10) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- (11) 打合せ協議

11. 計画・準備

乙は業務実施に当たっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

12. 業務詳細

本業務の詳細は、次のとおりである。

(1) 計画・準備

乙は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

(2) 記念シンポジウムの企画・実施

次の要件を満たす記念シンポジウムを企画・実施する。

- ① 「古代歴史文化賞」の趣旨をふまえ、より多くの方々が古代の歴史や文化に興味をもち、そのゆかり地へと行きたくなるプログラムとすること。なお、プログラムには聴衆へのプレゼント企画などを組み込み、最後まで楽しんでいただけるよう工夫を行うこと。

- ②記念シンポジウムは「古代歴史文化賞」受賞者による記念講演や有識者(大学教授など)の講演、奈良県知事ほか「古代歴史文化賞」に参加する各県知事や有識者が参画するパネルディスカッション、アカデミックなアトラクションなどのプログラムで構成し、新たなファン層の拡大を図るとともに、従来のファン層に向けても事業の目的が達成できるよう企画する。
 - ③出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費・弁当代等飲食費、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含む。
 - ④聴衆の参加料は無料とする。
 - ⑤開催会場は甲が指定する会場(甲より仮押さえ済)とし、会場使用の本手続き及び使用料の支払いについては乙が行うものとする。
 - ⑥全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
 - ⑦会場演出・設営、備品(映像機器、PC等)の手配、記念シンポジウムの進行、運営を行う。
 - ⑧出演者等の送迎、アテンドを行う。
 - ⑨参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
 - ⑩参加者に会場で、記念シンポジウムに関するアンケートを行う。(案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。)
 - ⑪イベント傷害保険に加入する。(保険料は委託費に含む。)
- (3)連携推進懇談会の企画・実施
- 次の要件を満たす懇談会を企画・実施する。
- ①懇談会飲食費、出演者・司会者の謝金及び交通費、会場使用料、設備使用料、会場つば花、会場吊り看板作成等一切を委託費に含む。
 - ②懇談会の招待者は、甲と乙が協議の上選定する。
 - ③開催会場は甲が指定する会場(甲が仮押さえ済)とし、会場使用の本手続き及び使用料の支払いについては乙が行うものとする。
 - ④全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
 - ⑤会場演出・設営、備品(映像機器、PC等)の手配、懇談会の進行、運営を行う。
 - ⑥出演者等の送迎、アテンドを行う。
 - ⑦招待者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
 - ⑧その他企画の実施に必要な準備一切を行う。
- (4)会場での観光PRブースの設置、受賞作品の販売等の演出
- 当日の会場で、演出を実施する。
- ①記念シンポジウム及び連携推進懇談会の会場で各県の観光PRブースの演出・設営、備品(映像機器、PC等)の手配を行う。
 - ②記念シンポジウム会場で「古代歴史文化賞」受賞作品等関連する商品の販売を行う。販売に関する会場への手続き、販売する商品の手配及び当日の販売については乙が行うものとする。
- (5)記念シンポジウムプログラム及び受賞作品等を掲載した冊子の作成
- 記念シンポジウムの際に参加者に配布する冊子を作成する。冊子には、記念シンポジウムの開催目的や出演者のプロフィール、当日のプログラム等を記載するとともに、「古代歴史文化賞」の受賞作品を記載すること。また、当該冊子はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、「古代歴史文化賞」の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。冊子への掲載及びホームページへの掲載について、受賞者等に対して乙により事前の了解を得るものとする。
- (6)記念シンポジウム参加申込の受付
- 記念シンポジウムの事前申込受付業務等を行う。
- ①事前申込制とし、事前申込の受付と聴講券の交付を行う。併せて、参加申込者名簿の作成を行う。
- なお、申込は先着順とし、定員を超えて参加できなかった申込者には、お詫びのお知らせを送付する。

- ②記念シンポジウム開催についての電話等問い合わせの対応を行う。
- ③参加人数が定員に満たない場合の対策を行う。
- (7)記念シンポジウム、「古代歴史文化賞」及び「記紀・万葉プロジェクト」に関する広報
 - 5県が連携して実施する「古代歴史文化賞」の取り組みや記念シンポジウム、本県の「記紀・万葉プロジェクト」を首都圏から全国に向けて力強く発信できるよう、わかりやすく親しみやすい、インパクトのある広報・PR手法で広報を行う。
 - ①記念シンポジウム広報用のチラシの製作・設置
 - 1)規 格 : A4判
 - 2)部 数 : 10,000部
 - 3)納 期 : 平成29年11月30日
 - 4)納入場所 : 甲が指定する場所(約80箇所)へ乙から直接発送納入
(配布先は甲から乙へ連絡)
 - ②新聞広告の実施
 - 5県による古代歴史文化に係る連携、「古代歴史文化賞」記念シンポジウム及び本県の「記紀・万葉プロジェクト」を全国に効果的にPRするよう新聞広告をシンポジウムの事前・事後に実施すること。
- (8)連携推進懇談会の招待者への案内状の作成、送付及び参加者の取りまとめ
 - 懇談会の招待者への案内状を作成のうえ送付する。併せて参加者の取りまとめを行い参加者名簿の作成を行う。
- (9)古代歴史文化賞奈良県賞(副賞)の製作又は購入
 - 第5回古代歴史文化賞ノミネート作者のうち奈良県賞受賞者への副賞として10万円相当の特産品を製作又は購入する。
 - ①特産品は、古代歴史文化賞の「古代歴史文化に関する優れた書籍を表彰することを通して、歴史文化への関心を高め、文化の発展に寄与する。」という趣旨に鑑み、奈良県を代表する伝統工芸品等とする。
 - ②特産品は、甲と乙が協議の上選定する。
 - ③受賞者への特産品の送料等一切を委託費に含む。
- (10)事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
 - 本業務の作業内容をとりまとめ、事業実施報告書を作成する。
 - ①写真・録音等による記念シンポジウムの記録
 - 記念シンポジウムでの発言等を録音するとともに記録写真を撮影し、テープ起こし文、講演概要(ホームページ用データ作成を含む。)を作成して全体の事業実施報告書の中に入れる。また、講演概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。
 - なお、記録写真や講演概要等をホームページで公開することについては、乙により必要な関係者に事前の了解を得るものとする。
 - ②事業実施報告書作成業務
 - 事業実施報告書は紙ベースで2部及び電子データ一式とする。なお、「(7)記念シンポジウム、『古代歴史文化賞』及び『記紀・万葉プロジェクト』に関する広報」における「②新聞広告の実施」について、詳細な実施内容を記載すること。
- (11)打合せ協議
 - 本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ協議簿を作成し、甲の承認を受けて提出するものとする。

Ⅲ 成果品

1 3. 成果品及び納期

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書……………2部(平成30年3月26日)
- (2) 記念シンポジウム当日配布冊子……………1,000部(記念シンポジウム開催の1週間前)
- (3) 広報用チラシ……………10,000部(平成29年11月30日)
- (4) 打合せ記録簿……………1式(平成30年3月26日)
- (5) (1)～(4)の電子データ一式……………(平成30年3月26日)
- (6) 古代歴史文化賞奈良県賞(副賞)……………1点(平成30年1月31日)

1 4. 成果品の納入場所

本業務の成果品の納入場所は、甲が指定する場所とする。

Ⅳ その他の事項

1 5. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ① 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - ② 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。